



交 運 共 済 特 集

皆さんと共に歩んだ30年



国 労 東 海

国労東海本部は12月4日、東京・新橋で「共済推進委員会」を開催し57人が参加しました。

「火災共済」「地震風水害共済」「マイカー共済」について掲載します。

交運共済は2017年4月1日で発足30周年を迎えています。この30周年を迎える節目の年に契約件数の減少に対する対策として、「交運共済発足30周年加入促進強化期間」を設定した中で各級機関役員を中心とした増件・増口運動を展開しています。

昨年度は2016年4月14日に発生した「平成28年熊本地震」、10月21日「鳥取県中部地震」と地震による甚大な被害、また相次ぐ自然災害と大雪による被害など各地で自然災害が多発した年となりました。

2017年度においても、落

合 組 組 組
東 京 都 港 区 新 橋 5-15-5
交 通 ビ ル 4 階
発 行 責 任 者 長 岡 正 之
編 集 責 任 者 渡 邊 和 久

雷、台風18号、台風21号などの自然災害が後を絶たない状況で発生をしています。

東海・西日本エリアに大きな被害をもたらした台風21号では、床上浸水被害にまでに被害が展開しました。

こうした災害に対しても、交運共済では迅速な現地認定作業と給付対応に努めてきました。交運共済全体としての契約状況

火 災 共 済

大切な住まいを守る保障

火災共済は、自分の住まいを火災による被害から保障するだけでなく、落雷・地震・台風・雪害などの自然災害に対しても保障します。

今年には火災による被害も例年に比べ増えております。被害原因としては、隣家からのもらい火や火の不始末などになります。また、梅雨時では落雷による被

としましては、対前年実績の比較では、地震風水害共済を除き総体的に契約者が減少をしています。

特に、火災共済・マイカー共済が大幅に減少しています。

今後も、必要な受入掛金が確保できるように、組織状況を勘案した事業拡大目標を設定し取り組みながら、各加盟組合と連携を深めながら現契約者を維持し、各種共済の解約防止及び退職後の交運共済継続契約に向けて取り組んでいきます。

航空機の墜落・車両の衝突などにより損害が発生した場合において、罹災後の生活上の臨時費用を補うことを目的に火災共済共済の10%の「臨時費用共済」が支払われます。

限度額は1回の事故につき、1世帯ごとに200万円となります。

その他にも、「水道管凍結修理費用共済金」、「バルコニー等修繕費用共済金」、「漏水見舞共済金」、「付属建物等風水害共済金」などの保障があるため、充実した制度となります。

類焼損害保障

ご自宅が火元となり、近隣の住宅や家財に損害を与えた場合に類焼損害保険金(類焼した住宅や家財の修理費用)をお支払いたします。類焼した住宅建物や

家財に火災保険等が掛けられていた場合は火災保険を優先します。

掛金は月額170円となり、最高保障金額は

1億円となります。

個人賠償保障

保障内容としては、住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故や日常生活に起因する偶然な事故により、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊させたりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に共済金をお支払いします。

掛金は月額130円となり、最高保障金額は1事故1億円となります。

保証範囲は、組合員・組合員の配偶者・組合員の同居の親族・別居の未婚の子が対象となります。

借家人賠償保障

マンション・社宅・独身寮に居住する場合に付帯できます。保障内容としては、大家さんへの賠償保障となります。掛金は月額130円となり、最高保障金額は1事故1000万円保障・修理費用1事故100万円となります。

賃貸住宅を契約する際には管理会社へ加入が義務付けられる場合があります。



自然災害から住まいを守る保障

地震風水害共済

ます。

盗難による被害では現金及び住宅内の家財等が盗まれる被害が相次いでいます。

自然災害も年々増加傾向にあることから、共済金の支払いも増えております。

最近では台風18号や台風21号による被害により、建物被害や

地震・台風・雪害などの自然災害から住まいの保障をします。加入においては、火災共済とのセット契約が条件です。盗難による損害も保障され

床上下水被害が発生しています。寒い季節になれば、雪害被害により、屋根瓦や雨樋などに被害を与えています。火災共済のみの加入者におかれましては、今後の自然災害(台風・雪害・地震)に対して、保障の準備を進めて頂くためにも、地震風水害共済を付帯下さい。

マイカー共済見積もりキャンペーン実施中

マイカー共済は高齢者の免許返納、若者の車離れなどにより年々、契約減少となっております。

内閣府の調査試算によると、南海トラフ巨大地震(マグニチュード9.0)では、2011年の東日本大震災の20倍にあたる最大239万棟が全壊・焼失し、最大205万戸の仮設住宅が必要とされています。首都直下型地震では、東日本大震災の5倍にあたる最大61万棟が全壊・焼失し、最大94万戸の仮設住宅が必要とされています。組合員の皆様におかれましては、来たるべき地震に今こそ備え下さい。

現在、他社で自動車保険に加入している車両情報を記入して頂き、必要書類などを添付して、同封の返信用にて返送頂くか、見積もり必要書類をFAXをして頂くことにより、見積もりをして掛金を算出することが出来ますので、他社にご加入を頂いている方で少しでも保険料が高いと思われる方におかれましては、是非ともお見積もりをお願い致します。

他人の自動車や建物などを壊した時の補償
【車両損害補償】
①契約車両の本体の損害補償
②契約車両の付属品の損害補償
特約を付帯することにより、地震・噴火・津波によって車に損害が発生した場合の補償をします。

これらの状況を踏まえ、交通共済では「マイカー共済特別加入推進期間」を設け、マイカー共済見積もり取り組みを実施しております。

加入推進期間は、2017年11月から2018年10月までとなります。

取り組み方法については、全組合員に配布している交通共済契約者情報の中にマイカー共済見積もり書類が封入されていま

す。

【人身傷害補償】
①契約車両に搭乗中の搭乗者の補償をします。
②契約者やご家族の歩行中などの自動車事故も補償します。

マイカー共済の見積もりキャンペーンは実施中であり、現在、他社契約及び新車購入などを検討されている方々におかれましては、少しでも家計への負担を軽減するためにも、是非とも交通共済のマイカー共済でお見積もりをお願い致します。

【対人賠償補償】
他人を死亡させたり、ケガさせたりした時の補償

【対物賠償補償】
他人の自動車や建物などを壊した時の補償

近隣の家へ損害を与えたときの「類焼損害保障」、日常生活での賠償事故に備える「個人賠償保障」、賃貸住宅で火事を起こした場合の「借家人賠償保障+修理費用」。

交通共済ニュース

【南海トラフなど発生時】



内閣府などの調査に試算によると、南海トラフ巨大地震(マグニチュード9.0)では、2011年の東日本大震災の20倍にあたる最大239万棟が全壊・焼失し、最大205万戸の仮設住宅が必要とされています。首都直下型地震では、東日本大震災の5倍にあたる最大61万棟が全壊・焼失し、最大94万戸の仮設住宅が必要とされています。(2017年8月29日 中日新聞記事)

【震度と揺れなどの状況】



火災共済 + 地震風水害共済

地震に今こそ備えを!!

各共済のお問い合わせは、フリーコール 0120-982-847 平日9:00~17:30(土・日・祝日を除く)

家族の幸せを災害から守る

火災共済 + オプション保障

火災共済の保障力を、さらにアップさせる新制度。

近隣の家へ損害を与えたときの「類焼損害保障」、日常生活での賠償事故に備える「個人賠償保障」、賃貸住宅で火事を起こした場合の「借家人賠償保障+修理費用」。火災共済とセット加入することで大型保障を実現します。

B1424401E2144-20150209



類焼損害保障



個人賠償保障



借家人賠償保障+修理費用

オプション保障(類焼損害費用保険、個人賠償責任保険、借家人賠償責任保険+修理費用)は、共栄火災海上保険㈱を引受保険会社とする保険契約であり、共済ではありません。詳しい内容は必ずパンフレットおよび重要事項説明書をご確認ください。

みんなで暮らしをガード
交通共済(JR東海生命)
全国交通運輸業労働者共済生活協同組合